別表第六十号（第188条関係）

認定放送持株会社認定申請書

［略］

1　申請対象会社に関する事項

［表略］

［(注１)・(注２)　略］

（注３）　小数点第３位を四捨五入し小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは四捨五入せず、割合が20％未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

［ア　略］

イ　議決権割合に関する事項

［表略］

注１　外国法人等とは、法第159条第２項第５号イ⑴から⑶までに掲げる者をいい、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第186条第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

［注２～注８　略］

注９　備考の欄は、第186条第３項から第５項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えてⒼの比率の確認方法を記載すること。

［注10・注11　略］

［(注４）～（注７）　略］

［２～７　略］

［注　略］

(別紙)

1　申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価額等

［⑴・⑵　略］

⑶　流動資産のうち放送の業務に係る資産

［表略］

［(注１）　略］

（注２）　放送の業務に係る収益の額は、第184条第１号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。

［⑷・⑸　略］

［２・３　略］

［注　略］

別表第六十号（第187条関係）

認定放送持株会社認定申請書

［同左］

1　［同左］

［表同左］

［(注１)・(注２)　同左］

（注３）　［同左］

［ア　同左］

イ　［同左］

［表同左］

注１　外国法人等とは、法第159条第２項第５号イ⑴から⑶までに掲げる者をいい、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第185条第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

［注２～注８　同左］

注９　備考の欄は、第185条第３項から第５項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えてⒼの比率の確認方法を記載すること。

［注10・注11　同左］

［(注４）～（注７）　同左］

［２～７　同左］

［注　同左］

(別紙)

1　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　［同左］

［表同左］

［(注１）　同左］

（注２）　放送の業務に係る収益の額は、第183条の２第１号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。

［⑷・⑸　同左］

［２・３　同左］

［注　同左］